

注1 太枠内の欄に必要事項を記入してください。ただし、⑧および⑨欄は、⑦で別居となっている場合のみ記入してください。

注2 ⑥欄には、その者の恒常的な収入として見込まれる給与所得、年金所得、農業所得、不動産所得、利子所得、その他の所得の推計額を記入してください。⑩欄の理由は、具体的に詳しく書いてください。

注3 取消しの申告をする場合で、資格喪失証明書が必要な場合は、「□資格喪失証明書希望」欄の□にチェックを入れてください。

注4 組合員証の記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。

※ 扶養手当の有無は共済事務担当者が記入のうえ、証明印を押してください。（認定の場合のみ必要）